

## 静岡インターネット フレッツ ISDN 接続サービス利用約款

### 【第1章】総則

#### 第1条（約款の適用）

静岡インターネット株式会社（以下「当社」といいます）は、この静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービス約款(以下「約款」といいます)に従い、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを提供します。約款において、NTT 西日本は「NTT」としております。

#### 第2条（約款の変更）

1. 当社は、お客さまの承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 約款を変更するときには、当社は、当該変更により影響を受けることとなるお客さまに対し、事前にその内容について通知します。

#### 第3条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

##### 用語

##### (1) 静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービス

当社が当社の通信設備及び電子計算機等ならびに第一種電気通信事業者の電気通信回線を使用して、お客さまに提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービスのうち顧客設備等をサービス用設備に接続するために第一種電気通信事業者の ISDN 回線を使用するもの。

##### (2) 利用契約

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの提供を受けるための契約

##### (3) お客さま

当社と利用契約を締結している方

##### (4) 顧客設備等

お客さまが静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの提供を受けるため、電気通信回線を経由して接続したお客さまが管理する端末設備、電子計算機その他機器

##### (5) サービス用設備

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを提供するために当社に設置した、当社の通信設備および電子計算機等(電子計算機の本体、入出力設備、その他の機器およびソフトウェアをいいます)

##### (6) サービス用通信回線

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを提供するため、サービス用設備と他のインターネット事業者との間およびサービス用設備相互を接続する第一種電気通信事業者の電気通信回線

##### (7) アクセス回線

顧客設備等をサービス用設備に接続するために、当社が借りる NTT の ISDN サービスで提供されるフレッツ ISDN 回線

##### (8) ネットワーク接続装置

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを提供するためにアクセス回線と顧客設備等を接続する装置 (ISDN ターミナルアダプター)

##### (9) ユーザーID

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを利用するお客さまに、当社が付与する情報(お客さま番号、電子メールアカウント等)

#### 第4条(サービスの提供区域)

当社がこの約款で提供するサービスの提供区域は、NTT フレッツ ISDN 接続サービスの静岡県サービスエリア内とします。

## 【第2章】静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの内容

### 第5条(サービスの種類および内容)

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの種類と内容は別表1に規定するとおりとします。

## 【第3章】利用契約の締結等

### 第6条(最低利用期間)

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの最低利用期間は、利用契約毎に利用契約開始月から起算して1年間とします。

オプションサービスの最低利用期間は、当社ホームページ内にて別に定めるサービスガイドによります。

### 第7条(利用申込)

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの利用契約の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出していただくことにより行います。

### 第8条(利用契約の成立)

利用契約は、前条の申込に対し当社が当社所定の申込確認書(承り書)を発行することにより承諾し成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行うことがあります。

- (1) 申込書に虚偽の事実の掲載があったとき
- (2) 申込者が静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービス料金(以下、「料金」といいます)等の支払いを怠るおそれがあるとき
- (3) 申込者が第21条(利用の停止)に該当したとき
- (4) 当社の業務の遂行上または技術上に著しく困難があるとき
- (5) 申込に係る静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを提供するための ISDN 回線導入について、NTT の承諾が得られないとき
- (6) 申込者が当社または静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき
- (7) その他(1)から(6)までに類する事項があるとき

前項の規定により、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの利用を承諾しかねる場合は、当社は、申込者に対し、当社所定の方法でその旨を通知します。

当社は静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスにより、ユーザーID を設定した場合は、第1項の承諾のときにこれをお客さまに通知します。

### 第9条(ユーザーID およびパスワードの管理責任)

お客さまは、当社が付与したユーザーID またはパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入などすることはできません。お客さまは、この約款に基づき付与されたユーザーID およびパスワードの管理責任を持つものとし、当社に損害を与えることはないものとします。お客さまは、ユーザーID およびパスワードが窃用され、または窃用される可能性があることが判明した場合は、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。

### 第10条(利用契約に基づく権利譲渡の禁止)

お客さまは、第11条(お客さまの地位の承継等)に規定する場合を除き、利用契約に基づいて静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

### 第11条(お客さまの地位の承継等)

相続または法人の合併によりお客さまの地位の承継をした者は、承継をした日から30日以内

に当社所定の書類を当社に提出していただきます。

当社はお客さまについて次の変更があったときは、そのお客さま、またはそのお客さまの業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項のお客さまの地位の承継があったものとみなして前項の規定を準用します。

- (1) 個人から法人への変更
- (2) お客さまである法人の業務の分割による新たな法人への変更
- (3) お客さまである法人の業務の譲渡による別法人への変更
- (4) お客さまである法人を有しない社団の代表者の変更
- (5) その他(1)から(4)までに類する変更

#### 第 12 条(お客さまの氏名等の変更)

お客さまは、その氏名もしくは名称または住所もしくは所在地について変更があったときは、変更があった日から 30 日以内に当社所定の書類を当社に提出していただきます。

お客さまは、前項に定める場合を除き、利用契約の申込書に記載の事項を変更しようとするとき(顧客設備等の追加、変更、削除等を行うことを含みます)は、当社所定の書類に変更事項、変更予定日を記入して、変更事項に応じ別途定める期日までに当社へ提出していただきます。

#### 第 13 条(お客さまの義務)

お客さまが静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを経由して国内外他のネットワークと通信を行う場合、お客さまは経由するすべてのネットワークの規則に従うものとします。特に研究ネットワークは、営利目的として利用しないものとします。

#### 第 14 条(第三者の権利侵害の禁止)

お客さまは、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを通じて、文章、写真、ソフトウェアなどを公開する場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものとします。

### 【第 4 章】回線

#### 第 15 条(サービス用の通信回線)

当社は、第一種電気通信事業者の提供する通信回線を使用して静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを提供します。

### 【第 5 章】顧客設備等

#### 第 16 条(顧客設備等の設置)

1. お客さまは当社から静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの提供を受けるにあたっては、自らの費用で、顧客設備等を設置していただきます。
2. お客さまが使用する顧客設備等は、当社が提示する技術的事項に適合する機器とします。ただし、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスにより個別に当該技術的事項を提示することがあります。
3. 静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスにおける技術的事項は別途定めます。

#### 第 17 条(ネットワーク接続装置)

1. お客さま側に設置するネットワーク接続設備は、アクセス回線と顧客設備等とを接続します。ネットワーク接続装置は、当社設置あるいはお客さま設置とします。
2. 当社がネットワーク接続装置を設置する場合、アクセス回線および当社のネットワーク接続装置を設置する場所を、お客さまに提供していただきます。
3. 当社がネットワーク接続装置を設置する場合、アクセス回線および当社のネットワーク接続設備に関して必要となる電気を、お客さまに提供していただきます。
4. 当社がネットワーク接続装置を設置する場合、アクセス回線および当社のネットワーク接続装置について、お客さまは、次のことを守っていただきます。
  - (1) 当社の承認がある場合を除き、当社のネットワーク機器の停止、移動、取外し、変更、分解または破壊をしないこと

- (2) 当社のネットワーク接続装置を善良な管理者の注意を以って管理すること
5. 前項の規定に違反して当社のネットワーク接続装置を亡失または破壊したときは、お客さまは、お客さまの負担において、当該装置を回復または修理するものとします。

#### 第 18 条(異常が生じた場合の措置)

1. ネットワーク接続装置を当社がお客さま側に設置した場合で、そのネットワーク接続装置が正常に機能しないときは、お客さまは直ちにその旨を当社に通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社の社員または当社が指定する者がその原因を調査、および当該装置の修理を行うものとします。
3. 前項の調査の結果、当社が設置したネットワーク接続装置に故障がないことが明らかになったときは、お客さまは、当社に対し、当該調査に関して要した費用を支払うものとします。
4. 第 2 項の調査の結果、当社が設置したネットワーク接続装置の故障がお客さまの責に帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査および修理に対して要した費用は、お客さまに負担していただきます。

#### 第 19 条(お客さまの維持責任)

1. お客さまは静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの遂行に支障を与えないために、顧客設備等を正常に稼動するように維持していただきます。
2. お客さまは、顧客設備等に他の機械、付加物品等を取り付けないものとします。但し、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除きます。

### 【第 6 章】 利用の中止及び停止ならびにサービスの廃止

#### 第 20 条(利用の中止)

1. 当社は、次の場合には、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) サービス用設備の保守または工事上やむを得ないとき、および障害などやむを得ない事由があるとき
  - (2) 第一種電気通信事業者の都合によりサービス用通信回線の使用ができないとき
  - (3) 当社が接続するほかのインターネット事業者の都合によりサービスの提供が不能なとき
  - (4) その他(1)から(3)までに類する事項があるとき
2. 当社は前項の規定により、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを廃止するときは、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。ただし、緊急ややむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第 21 条(利用の停止)

1. 当社はお客さまが次のいずれかに該当する場合、6 ヶ月以内で当社が定める期間、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの利用を停止する場合があります。
  - (1) お客さまが約款に基づき契約されたサービス料金を、当社が指定する期日(以下「支払期日」といいます)を経過した後もなお支払われないとき
  - (2) 第 9 条(ユーザーID およびパスワードの管理責任)、第 14 条(第三者の権利侵害の禁止)、第 16 条(顧客設備等の設置)第 2 項、第 17 条(ネットワーク接続装置)第 4 項、または第 19 条(お客さまの維持責任)の規定に違反したとき
  - (3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを使用したとき
  - (4) 直接または間接に当社が提供するサービスを利用する者が何らかの重要な支障を与える態様において静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを使用したとき
  - (5) その他(1)から(4)までに類する事項のとき
2. 当社は、前項の規定により、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの利用を

停止するときは、その理由、利用停止をする日および期間をあらかじめお客さまにお知らせします。

3. 当社は、前項の規定により静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの提供が停止された期間のサービス料金は、当該静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

#### 第 22 条(利用の制限)

天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳した場合には、公共および緊急を要する内容の通信を優先的に取り扱うため、フレッツ ISDN 接続サービスの提供を制限または中止することがあります。

#### 第 23 条(サービスの停止)

1. 当社は、都合により静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの特定の種類のサービスを廃止することがあります。
2. 前項の規定により静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを廃止するとき、当社はお客さまに対し廃止する日の 3 ヶ月前までに、書面によりその旨を通知します。

### 【第 7 章】利用契約の解約

#### 第 24 条(お客さまが行う利用契約の解約)

お客さまは、当社所定の書類に解約する静岡インターネット ISDN 接続サービスの種類、解約日等当社の指定する事項を記入のうえ、解約希望月の 30 日前までに、申込フォームもしくは書面にて当社に通知していただくことにより、利用契約を解約することができます。ただし、第 6 条(最低利用期間)の最低利用期間内で利用契約を解約する場合は、第 29 条(最低利用期間内に解約した場合の料金)の料金を適用します。

#### 第 25 条(当社が行う利用契約の解約)

1. 当社は第 21 条(利用の停止)の規定により静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの利用を停止されたお客さまが第 21 条(利用の停止)期間中にその事由を解消しない場合は、その利用契約を解約することがあります。
2. お客さまにおいて手形の不渡りまたは破産申し立て等の理由により債務の履行が困難になったとき、当社は、第 21 条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず利用の停止をしないでその契約を解約することがあります。
3. 第 1 項及び第 2 項の規定により、利用契約を解約しようとするとき、当社はあらかじめお客さまにその旨をお知らせします。

### 【第 8 章】料金等

#### 第 26 条(料金の適用)

サービス料金は、別表 2 料金表に規定するとおりとします。

#### 第 27 条(料金の計算方法)

1. サービス料金には、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの利用申込を承諾した後に ISDN 回線の導入に係る初期費用、サービスを利用するための月額料金及び契約事項の変更があった場合に発生する手数料があります。このうち、初期費用は、利用契約成立の際に一時的に発生する費用です。
2. サービス料金のうち月額料金については次のとおりです。
  - (1) 月額料金とは、お客さまが使用する静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの種類に応じて定まる基本サービスの接続料とオプションサービスの利用料を合計した毎月一定額の料金です。
  - (2) 月の途中で利用契約が開始された場合も、当月分よりお客さまに月額料金の全額を請求いたします。
  - (3) 当社の責に帰すべき事由により静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスが

全く利用し得ない状況(全く利用し得ない状況と同じ程度の状況を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状況が継続したときは、当社は、お客さまに対し、お客さまからの利用不能時間分の減額請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます)に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額(1 円未満の端数は、切り捨てます)を、お客さまが当社に支払うべきこととなる静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの料金から減額します。ただし、お客さまが当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日まで当該請求をしなかったときは、お客さまは、その権利を失うものとします。

#### 第 28 条(サービスの種類を変更した場合の料金)

1. サービスの種類を変更(以下「契約変更」といいます)した場合、契約変更後のサービスが新たに発生したものとして、変更後のサービスに対して手数料を請求いたします。
2. 契約変更があった場合の月額料金は、次のとおりとします。
  - (1) 月額料金が減額となる契約変更の場合の料金は、契約変更月は変更前契約のサービス料金を適用します。
  - (2) 月額料金が増額となる契約変更の場合の料金は、契約変更月より変更後のサービス料金を適用します。

#### 第 29 条(最低利用期間内に解約した場合の料金)

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを第 6 条(最低利用期間)の最低利用期間内に解約した場合のサービス料金の額は、課金開始月から当該最低利用期間の末日までのサービス料金の額とします。

#### 第 30 条(料金の支払方法および支払期日)

1. お客さまは、サービス料金等を当社が指定する方法により支払うものとします。
2. お客さまは、サービス料金等を支払期までに支払うものとします。
3. お客さまは、サービス料金等を支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。
4. お客さまは、サービス料金等を原則としてご利用月分をご利用月にお支払いいただくものとします。
5. 第 30 条 4 に記載されている支払方法以外の場合は別途契約書を取り交わすものとします。

#### 第 31 条(割増金)

お客さまは、サービス料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として、支払期日までに支払うものとします。

#### 第 32 条(延滞利息)

お客さまは、サービス料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に指定する期日までに支払うものとします。

#### 第 33 条(消費税等)

お客さまが当社に対し本サービスに関する債務を支払う際に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を併せて支払うものとします。

### **【第 9 章】お客さま情報の保護**

#### 第 34 条(お客さま情報の保護)

1. 当社は、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの提供に関連して知り得たお客さまの情報を、お客さまの承認を得た場合や、法令に基づき利用する場合、又は提供しなければならない場合を除き、第三者に漏洩しないものとします。
2. ISDN 回線の導入に係り第一種電気通信事業者に対して、設置工事に必要な情報を提供することをお客さまは、あらかじめ承認するものとします。
6. 当社がこのサービス料金等の収納を委託するものに対して、収納に必要な情報を提供することをお客さまは、あらかじめ承認するものとします。

### 【第 10 章】 損害賠償

#### 第 35 条(損害賠償の限度)

1. 第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務、または、国外の電気通信事業体の責に帰すべき事由を原因として、静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの利用不能状態が生じたことによりお客さまが損害を被ったときは、当社は、当該損害を被ったお客さまに対し、その請求に基づき、当社が当該第一種電気通信事業者等から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます)を限度として、損害の賠償をします。
2. 前項のお客さまが複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全てのお客さまの損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、お客さまの損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各お客様に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該お客さまの損害の額を当該損害を被った全てのお客さまの損害の額を合計した額で除して算出された数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

#### 第 36 条(免責)

当社は、前条(損害賠償の限度)の場合を除き、お客さまが静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失に基づく場合はこの限りではありません。

#### 第 37 条(情報の管理)

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスを利用して受信し、または送信する情報について、装置の故障等による情報の消失を防止するための措置はお客さまに採っていただきます。

#### 第 38 条(責任の分界点)

ネットワーク接続装置を当社が設置した場合、ネットワーク接続装置とお客さま設備を接続するイーサネットあるいは USB の端末接続装置側の接続点を責任分界点とします。

### 【第 11 章】 雑則

#### 第 39 条(協議)

この約款に記載のない実施上必要な細目については、お客さまと当社との協議によって定めま

す。

#### 付 則

この約款は平成 12 年 7 月 25 日より効力を発するものとします。

改訂 平成 21 年 4 月 28 日

改訂 平成 26 年 3 月 20 日

【別表 1】

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの種類

種 類	内 容
静岡インターネット フレッツ ISDN 接続サービス	ISDN 回線を使用し、お客様の端末を接続するサービスです。
備 考	オプションサービスの詳細は、当社ホームページ内にて別に定めるサービスガイドを参照してください。当社は、お客様の要望により、上記以外の種類について提供することがあります。

【別表 2】

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービスの料金

・初期費用

申込手数料	0 円
-------	-----

(\*)上記の初期費用とは別に ISDN 回線を導入するために NTT に対し工事費用が必要となります。工事費用、その他の費用は NTT が別に定めるサービスガイドを参照して下さい。

・月額料金

静岡インターネットフレッツ ISDN 接続サービス	2,000 円 (税別)
---------------------------	--------------

ISDN 回線をインターネット接続に利用するために第一種電気通信事業者に対し別途費用が必要となることがあります。その他の費用は NTT が別に定めるサービスガイドを参照して下さい。

サービス時間

毎日 24 時間 (ただし、保守の都合上、予告の上、運休する場合があります。)

サポート時間

午前 9 時～午後 5 時 (ただし、土・日・祝日は除く)

以上

〒417-0056

静岡県富士市日乃出町 177-1  
静岡インターネット株式会社

TEL:0545-55-0433 FAX : 0545-55-0898